

山陽小野田市教育文化振興基金の助成事業に関する要綱

平成 17 年 6 月 1 日制定

平成 22 年 3 月 9 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 3 月 27 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山陽小野田市教育文化振興基金条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 79 号）第 4 条の規定に基づき、教育文化振興基金の果実等による助成事業について、助成の対象、内容及び方法その他助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象となるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 少年団体（山陽小野田市スポーツ少年団本部、山陽小野田市子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト小野田第 1 団、ボーイスカウト山陽第 1 団又はガールスカウト山口県第 7 団をいう。以下同じ。）及び少年団体の指導者
- (2) 文化団体（山陽小野田市文化協会、龍王伝説保存会並びに山陽小野田市立小・中学校及び市内の高等学校の芸術文化団体をいう。以下同じ。）及び文化団体の指導者
- (3) 体育団体（山陽小野田市体育協会をいう。以下同じ。）及び体育団体の指導者

(助成の対象経費及び助成金の額)

第 3 条 助成の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる団体等が次の各号に掲げる事業に要する経費とし、助成金の額は予算の範囲内で市長が別に定める。

- (1) 少年団体及び少年団体の指導者に関する事業
 - ア 公共団体、社会教育関係団体等が行う大会への参加経費
 - イ 少年団体が主催する事業に要する経費
 - ウ 少年団体の指導者の研修に要する経費
 - エ その他市長が必要と認めた団体の事業に要する経費

(2) 文化団体及び文化団体の指導者に関する事業

ア 市立小・中学校及び市内の高等学校の芸術文化団体を除く文化団体が主催する展覧会、発表会等に要する経費

イ 市立小・中学校及び市内の高等学校の芸術文化団体が全国大会及び都道府県を超える広域の地方・ブロック単位で開催される大会（以下「全国大会等」という。）に参加する際に出場者及び指導者1名に要する経費。ただし、全国大会等とは、次の条件のいずれかを満たすものとする。

(ア) 国又は地方公共団体が主催又は共催して開催するもの

(イ) その他各種団体が主催して開催する全国大会等で、市長が必要と認めたもの

ウ 県民文化祭を引き受ける際に要する経費

(3) 体育団体及び体育団体の指導者に関する事業

ア 体育団体が主催する大会に要する経費

イ 体育団体の指導者の研修に要する経費

ウ 社会体育の振興のため市長が必要と認めた団体の事業に要する経費

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画、実施要項その他の事業の内容がわかるもの

(2) 必要経費の内容がわかるもの

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を助成決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条に規定する助成決定の通知書を受けた者は、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該請求者に交付するものとする。

(報告)

第7条 この要綱による助成を受けた者は、当該事業の終了後、速やかに報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実施内容、成績その他の事業の実績内容がわかるもの
- (2) 助成事業に係る収支の内訳が具体的にわかるもの
(助成金の返還)

第8条 市長は、助成を受けた者が次の各号の一に該当するときは、助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 事業の全部又は一部を中止したとき
- (2) 事業の内容を変更し事業の経費に減を生じたとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。